

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	<p>平成 21 年 3 月 13 日 (金) 第 8 0 7 4 号</p>
		<p>毎週火・金曜日発行</p>

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (132) (福祉保健課) . . . . . 2 大規模小売店舗に関する新設の届出に対する意見書の提出 (133) (経営支援チーム) . . . . . 2 大規模小売店舗に関する変更事項の届出に対する意見書の提出 (134) (〃) . . . . . 3 保安林の指定の解除予定 (135) (森林保全課) . . . . . 3 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (136) (治山砂防課) . . . . . 4 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (137) (八頭総合事務所県民局) . . . . . 4 身体障害者福祉法による聴聞 (138) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5
◇ 公 告	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課) . . . . . 5
◇ 正 誤	平成 21 年 1 月 30 日付鳥取県選挙管理委員会規則第 1 号中訂正 (選挙管理委員会事務局) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第132号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人陽和会	鳥取市桜谷4-28	特定非営利活動法人陽和会デイサービスセンターひより	鳥取市桜谷4-28	通所介護	平成21年3月1日
社会福祉法人光の家	倉吉市清谷町一丁目254-2	デイサービスセンターひかり	倉吉市清谷町一丁目254-1	〃	〃

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人陽和会	鳥取市桜谷4-28	特定非営利活動法人陽和会デイサービスセンターひより	鳥取市桜谷4-28	介護予防通所介護	平成21年3月1日
社会福祉法人光の家	倉吉市清谷町一丁目254-2	デイサービスセンターひかり	倉吉市清谷町一丁目254-1	〃	〃

## 鳥取県告示第133号

平成20年鳥取県告示第711号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）デオデオ新鳥取本店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成21年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 意見を提出した市町村

鳥取市

### 2 意見の概要

- (1) 障害者用駐車場に適切な案内を表示し、福祉への正しい理解を来客者へ呼びかけること。
- (2) 障害者用の駐車場に監視員を配置するなど、障害者の店舗利用に配慮すること。
- (3) 廃棄物の発生抑制に努め、減量化に一層取り組むこと。
- (4) 駐車場等への適切な照明の配置、警備員の巡回等を行うこと。

- (5) 関係法令を遵守すること。
- (6) 市への協議、相談は、適切な時期に行うこと。

3 縦覧に供する期間

平成21年3月13日から1月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済・雇用政策総室

鳥取市立川町六丁目176

鳥取県東部総合事務所県民局

鳥取市尚徳町116

鳥取市経済観光部産業振興課

---

**鳥取県告示第134号**

平成20年鳥取県告示第824号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示した鳥取グリーンシティに係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成21年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 意見を提出した市町村

鳥取市

2 意見の概要

意見なし

3 縦覧に供する期間

平成21年3月13日から1月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済・雇用政策総室

鳥取市立川町六丁目176

鳥取県東部総合事務所県民局

鳥取市尚徳町116

鳥取市経済観光部産業振興課

---

**鳥取県告示第135号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
日野郡江府町大字御机字細谷744の11・744の20から744の22まで（以上4筆国有林）、744の9、744の14、744の15
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

---

**鳥取県告示第136号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成21年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称  
岩本地区急傾斜地崩壊危険区域
  - 2 区域  
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ直線に囲まれた区域
- | 土 地                      | 標 柱 |
|--------------------------|-----|
| 東伯郡琴浦町大字八橋字御道ノ前3138-1    | 1号  |
| 東伯郡琴浦町大字八橋字家ノ東平2815-1    | 2号  |
| 東伯郡琴浦町大字八橋字宮谷2824-2地先道路敷 | 3号  |
| 東伯郡琴浦町大字八橋字前田3119地先道路敷   | 4号  |
| 東伯郡琴浦町大字八橋字前田3115-6      | 5号  |
| 東伯郡琴浦町大字八橋字御道ノ前3138-1    | 6号  |

---

**鳥取県告示第137号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成21年5月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年3月13日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

- 1 申請のあった年月日  
平成21年3月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人れしーぶ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

小河和泉

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

八頭郡八頭町宮谷240-24

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の福祉サービスを必要とする方を対象にして、町村の枠を超えた児童福祉、障害者福祉、老人福祉など社会福祉に関する研究や事業を行うことにより、利用者のニーズに合せた福祉サービスを創造し、提供することで地域福祉の増進に寄与する。また地球環境保全に関する活力ある事業活動を行い、鳥取の豊かな自然との共生を図りながら、町で暮らすすべての方が健康で文化的な生活が実現できることを目的とする。

6 定款の変更事項

目的、特定非営利活動の種類、事業及び公告の方法

### 鳥取県告示第138号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第16条第2項の規定により身体障害者手帳の返還を命ずることに伴い、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第9条前段の規定により告示する。

平成21年3月13日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

- 1 聴聞の日時 平成21年3月25日（水）午前10時から
- 2 聴聞の場所 倉吉市東巖城町2  
中部総合事務所 202会議室（B館2階）

## 公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成21年3月13日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 竹 森 達 夫

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	認可の期間	
有限会社コウメイ 代表取締役 岡村 直美	鳥取市湖山町 西一丁目692	鳥取市湖山町北 四丁目345-1 の一部 (3,083平方メートル)	砂（11,346立方メートル）	平成21年3月1日から平成22年2月28日まで	平成21年2月18日

千馬商会 代表者 千馬 高広	鳥取市湖山町 北三丁目468	鳥取市三津字大 浜ノ二1145外29 筆 (11,956平方メ ートル)	砂 (58,624立 方メートル)	平成21年2月27日 から平成22年2月 26日まで	平成21年2月27 日
----------------------	-------------------	--	----------------------	----------------------------------	----------------

---

## 正 誤

平成21年1月30日公布の鳥取県選挙管理委員会規則第1号（鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 9  
行 下から8  
誤 1銭  
正 1円

頁 9  
行 下から3  
誤 1銭  
正 1円

頁 14  
行 2  
誤 1銭  
正 1円

頁 14  
行 6  
誤 1銭  
正 1円